

社会福祉施設（障害福祉施設）に対する指導監査方針

平成18年4月24日策定

平成18年4月24日施行

社会福祉施設（障害福祉施設）に対する指導監査については、高知県社会福祉法人等指導監査実施要綱第8条第1項の規定により、平成15年3月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障害福祉施設指導監査指針）及び過去の指導監査結果を踏まえ、次に掲げる主眼事項及び着眼点について実施する。

社会福祉施設（障害福祉施設）に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着 眼 点
<p>第1. 適切な入所者支援の確保</p> <p>1. 入所者支援の充実処理状況</p>	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮されているか。</p> <p>施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 施設支援計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 施設支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、施設支援計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 施設支援計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 入所者の支援に関する記録等が整備されているか。</p> <p>(2) 機能訓練が、必要なものに対して適切に行われているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努められているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</p> <p>オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。</p> <p>また、原材料についてもすべて保存されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>カ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>キ 食事提供者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>ク 調理業務の委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清しきは、適切な方法により行われているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立について、その努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。</p> <p>ア 定期的健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p> <p>イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。) また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師への指示が適切に行われているか。</p> <p>(8) 感染症発生時の適切な対応</p> <p>ア 職員が入所者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行っているか。</p> <p>イ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録しているか。</p> <p>ウ 施設長は、次の①、②又は③の場合は市町村等に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じているか。</p> <p>① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。</p> <p>③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。</p> <p>エ ウの報告を行ったときには、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するように努めているか。</p> <p>オ 日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図っているか。</p> <p>また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行っているか。</p> <p>(9) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>(10) 家族との連携に積極的に努めているか。</p> <p>また、入所者や家族からの相談に応じる体制が整えられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(11) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>ア 第三者委員に施設の職員以外の者が指名されているか。</p> <p>イ サービスに係る苦情内容及び解決結果を定期的に公表しているか。</p> <p>(12) 実施機関との連携が図られているか。</p> <p>(13) 薬剤の取扱いは適正に行われているか。</p> <p>(14) 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策が適切に行われているか。(循環式浴槽については、厚生労働省作成「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」等により、定期的に換水、消毒及び清掃を行っているか。)</p> <p>(15) 職員の入所者に対する虐待等の禁止に関する対策を講じているか。</p> <p>(16) 職員が業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>(障害福祉施設固有の入所者支援)</p> <p>(1) 身体障害者療護施設等においては、褥瘡予防及び治療が適切に行われているか。</p> <p>ア 入所者の疾病、事故に対応するための協力医療機関が定められているか。</p> <p> また、必要な診療科目は確保されているか。</p> <p>イ 褥瘡予防のための方策は、確立されているか。</p> <p> また、関係職員に周知徹底されているか。(おむつ交換、体位変換、栄養量の確保、入浴、エアーマット等の活用など)</p> <p>ウ 褥瘡を有する者に対する治療・処置は医師の指示のもとに適切に行うとともに看護師、介護職員等の連携が図られているか。</p> <p>(2) 知的障害者援護施設においては、基本的生活の介護、指導は、適切に行われているか。</p> <p>ア 基本的生活の介護、指導は、適切に行われているか。(起床、洗面、食事、排泄、衣服の着脱、入浴、睡眠など)</p> <p>イ 清掃、洗濯、身の回りの整理整頓等についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害児施設においては、児童に対する<u>援助</u>が適切になされているか。</p> <p>ア 基本的生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。</p> <p>イ 入院、通院している者の処遇(看護、付添等)は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 機能訓練(肢体、視覚、聴覚、音声、言語等)は、適切に行われているか。</p> <p>エ 発達心理学的処遇は、適切に行われているか。</p> <p>オ こづかい等の用途について、適切な指導が行われているか。</p> <p>カ 学校教育法による就学の配慮はなされているか。</p> <p> (就学準備、通学方法、PTA活動など)</p> <p>キ 施設内指導は適切に行われているか。</p> <p> (補習、就学猶予・免除者に対する指導など)</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 入所者の生活環境等の確保</p>	<p>施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</p> <p> また、障害等に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切に なされているか。</p>
<p>3. 自立、自活等への支援援助</p>	<p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 身体障害者更生施設関係</p> <p>ア 入所者の身体的状況に応じた職業的訓練科目が設けられているか。</p> <p>イ 入所者の必要に応じた心理的更生訓練が行われているか。</p> <p>ウ 必要に応じ理学療法、作業療法、運動療法が行われているか。</p> <p>(2) 身体障害者療護施設関係</p> <p> 身体的及び精神的条件に応じ、機能の維持又は機能の減退を防止するための訓練に参加する機会を与えているか。</p> <p>(3) 身体障害者（知的障害者）授産施設関係</p> <p>ア 入所者に対する作業訓練（指導）は、身体的状況等を勘案し、適切な作業能力評価及び作業環境、安全管理のもとに行われているか。</p> <p>イ 事業に係る収支内容及び工賃は適切なものとなっているか。</p> <p>(4) 知的障害者更生施設関係</p> <p>ア 入所者が日常生活におけるよい習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導が行われているか。</p> <p>イ 必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導が行われているか。</p> <p>ウ 職場実習等が適切に行われているか。</p> <p>(5) 障害児施設関係</p> <p> 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
4. 入所者預かり金等管理の適正化	<p>施設が管理する入所者の現金、預貯金通帳、年金証書及び印鑑等（以下「預かり金等」という。）は、適正に行われているか。</p> <p>(1) 自己管理が可能な者についてまで一律に施設が預かり金等として管理していることはないか。</p> <p>また、施設が預かり金等を管理する場合は、預かり金等にかかる契約が書面（契約書、委託書、依頼書等）により締結されているか。</p> <p>(2) 預かり金等の範囲（現金、預貯金通帳、年金証書及び印鑑等）は、入所者が施設内で生活するために必要とされるものに限定されているか。</p> <p>また、預かり金等の範囲は、書面で明確になっているか。</p> <p>(3) 入所者から預かり金等を保管すること以外に、費用の支払い、保険・年金の収納などの事務を受託する場合（以下、「受託事務」という。）は、書面によって受託事務の範囲が明確になっているか。</p> <p>(4) 預り金等を管理している場合、施設において預かり金等の管理責任者が定められているか。</p> <p>また、現金、預貯金通帳、年金証書及び印鑑等の保管者担当者がそれぞれ別に定められ、保管場所は、それぞれ別にするなど管理体制が明確になっているか。</p> <p>(5) 受託事務において、出納担当者が定められているか。</p> <p>また、出納担当者による預り金等の受け入れ、引き出し等が行なわれる際、他の職員の立ち会いのもとに行われ、入所者の確認が徹されているか。</p> <p>(6) 預かり金等に関する記録（帳簿、領収書等）は、個人別に整理され、整備されているか。</p> <p>(7) 預かり金等の収支状況は、管理責任者または管理責任者が任命した者によって毎月点検されているか。</p> <p>(8) 預り金等の収支の状況を定期的（年4回程度）に入所者（必要に応じて家族等）に知らせているか。</p> <p>(9) 退所時における預り金等の返還の処理は適正に行われているか。</p> <p>(10) 入所者預り金等の管理に関する規程が整備されているか。</p> <p>また、(1) から (9) までの内容が盛り込まれているか。</p> <p>(11) 自己管理のために必要となる保管場所の確保等の配慮がなされているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>第2. 社会福祉施設運営の 適正実施の確保</p> <p>1. 施設の運営管理体制 の確立</p>	<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 児童福祉施設においては、入所者の実態把握が適切になされているか。(定員と現員との差)</p> <p>(3) 必要な諸規程は、整備されているか。運営規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(4) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(5) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(6) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(7) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(9) 施設整備は、適正に整備されているか。 また、建物及び設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(10) 施設の運営が適正に行われたうえで、運営費の弾力運用が行われているか。 (障害児施設に限る。)</p> <p>(11) 運営費は、安全確実な方法で管理運用されているか。</p> <p>(12) 高額繰越金等を有している場合、入所者援助等に必要な改善を要するところはないか。(障害児施設に限る。)</p> <p>(13) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 必要な職員の確保と 職員処遇の充実</p>	<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</p> <p>ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</p> <p>イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p>
<p>3. 危機管理対策の充実 強化</p>	<p>危機管理対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>イ 身体障害者療護施設においては、夜勤者とは別に宿直者が配置されているか。</p> <p>ウ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p> <p>エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出のうえ、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p>また、児童福祉施設においては、避難訓練及び消火訓練を月1回以上実施されているか。</p> <p>オ 知的障害児（者）施設においては、無断外出等危害防止の配慮がなされているか。</p> <p>カ 地震等大規模自然災害（東南海・南海地震等）を想定した対応マニュアルなどが策定され、かつ訓練を実施しているか。</p> <p>キ 利用者の事故防止について配慮されているか。</p>